

広島県食品自主衛生管理認証制度実施要綱

平成16年8月26日制定
最終改正 令和4年3月22日

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、食品衛生法等食品衛生関係法令を遵守している事業者には、HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく衛生管理の手法を導入し、自主的な衛生管理を推進するとともに、一定水準以上の食品衛生管理を行っていると思われる県内の施設を認証することにより、もって県民の食生活の安全確保に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で認証機関とは、この要綱に基づく認証に係る事務等を行う者として広島県知事（以下「知事」という。）が指定した公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人をいう。

2 この要綱で事業者とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第3条第1項で規定する食品等事業者であり、営業を営む人又は法人であつて、県内に施設を有する者をいう。（ただし、公衆衛生に与える影響が少ない営業で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）で定めるものについて営業を営む事業者を除く。）

3 この要綱で認証とは、認証機関が、事業者からの申請に基づき、その施設において認証基準に適合し、かつ、適切に衛生管理が行われていることを認め証することをいう。

(責務)

第3 広島県（以下「県」という。）は、認証制度の適正な運用及び普及に努めるものとする。

2 認証機関は、公正な認証業務を行い、認証制度の信頼性の確保に努めるものとする。

3 認証を受けた事業者は、認証基準を遵守し、自主衛生管理を推進することにより安全性の高い食品の提供に努めるものとする。

第2章 認証

(対象業種)

第4 この要綱による認証の対象は、別表1に定める業種とする。

2 この要綱による認証を受けようとする事業者が、法第54条に規定する営業を営もうとする場合、法第55条に基づく営業許可のうち、認証を受けようとする業種の営業を行うことのできる許可を受けなければならない。

3 この要綱による認証を受けようとする事業者が、営業（法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものを除く）を営もうとする場合、認証を受けようとする業種に沿った法第57条の営業の届出を行わなければならない。

(認証基準)

第5 この要綱による認証を受けようとする事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、別表2に規定する基準に基づいた衛生管理の方法及び記録の方法等を定めなければならない。

2 認証を受けようとする事業者は、前項の規定により定めた衛生管理の方法等を記載した衛生管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しなければならない。

- 3 認証を受けた事業者は、マニュアルに基づく記録を作成の時点から、原則3年間保存しなければならない。

(認証の申請)

- 第6** 認証の申請をしようとする者は、認証を受けようとする施設ごとに、別記様式第1号による申請書に、マニュアルの正本及びその副本並びに別表3に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。

(認証の申請者欠格要件)

- 第7** この要綱の規定により認証を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない事業者は、第6に規定する認証の申請を行うことができない。

(認証の更新申請)

- 第8** 認証を受けた事業者が、認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間満了日の3か月前までに、別記様式第1号による申請書に、マニュアルの正本及びその副本並びに別表3に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認証を受けた認証機関（以下「申請認証機関」という。）に申請し、かつ、現に受けている認証に係るマニュアル及び別表3に定める関係書類の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。
 - 3 認証を受けた事業者が、第12第1項に規定する認証の有効期間満了日以前であるにもかかわらず、認証の更新を希望する場合には、別記様式第2号を添えて、第1項の申請を行わなければならない。

(認証の変更申請)

- 第9** 認証を受けた事業者が、第6又は第8に規定するマニュアルの内容を変更しようとするときは、別記様式第1号による申請書に、変更しようとするマニュアルの正本及びその副本並びに別表3に定める関係書類を添えて、申請認証機関に認証の変更の申請を行わなければならない。ただし、別表3に定める関係書類の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

(認証の方法等)

- 第10** 認証機関は、事業者から第6、第8及び第9に規定する認証の申請並びに第11に規定する再審査の申請が行われた場合は、次に掲げる審査を実施するものとする。ただし、第8第2項の規定によりマニュアルの添付が省略されたときは、第1号の審査を省略することができる。
- (1) 認証基準に基づくマニュアルの審査
 - (2) マニュアルの実施状況等の実地審査（以下「実地審査」という。）（第6及び第9に規定する認証の申請の場合は、事業者に一定期間試行させた後行う実地審査）
- 2 認証機関は、前項の審査の結果に基づき、実地審査を行った審査員及び実地審査に関与していない審査員等で構成する審査会において、認証の可否についての決定を行うものとする。
 - 3 認証機関は、前項の規定により認証したときは、別記様式第3号による認証書をマニュアルの副本を添えて交付するものとする。認証の否の決定を行ったときは、別紙様式4号によりその旨を通知するものとする。

(再審査申請)

- 第11** 第10第2項に規定する認証の決定の結果、否の決定がされた施設であって、相当の期間内に否の理由の改善が完了したときは、別記様式第5号にマニュアルの正本及びその副本並びに別表4に定める関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。ただし、第6、第8又は第9に規定する認証申請時に提出したものと変更がない書類については省略することができる。

(有効期間)

- 第12** 第6及び第11の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から3年間を経過した日の属する月の末日までとし、第8に規定する認証の更新に係る認証の有効期間は、現に受けている認証に係る有効期間の満了の日の翌日から3年間とする。
- 2 第9に規定する認証の変更に係る認証の有効期間は、変更申請前の認証の有効期間とする。
- 3 第1項にかかわらず、第8第3項の手続きにより、現に受けている認証に係る有効期間を繰り上げて更新が行われる場合には、現に受けている認証に係る有効期間は、更新後の認証の有効期間の開始日の前日までとする。

(認証申請書の記載事項変更届)

- 第13** 認証を受けた事業者は、次の各号に該当する事項を変更したとき、又は相続又は法人の合併若しくは分割による地位の承継があったときは、別記様式第6号に認証書を添えて、遅滞なく申請認証機関に届け出なければならない。
- (1) 事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）
- (3) 施設の名称、屋号又は商号

(認証書の再交付)

- 第14** 認証を受けた事業者が、交付された認証書を紛失又はき損等したときは、別記様式第7号により申請認証機関に再交付申請をすることができる。
- 2 申請認証機関は、前項に規定する再交付申請があったときは、認証書を再交付するものとする。

(認証マークの貼付等)

- 第15** 認証を受けた事業者は、県が別に定める認証マークを当該認証に係る施設に掲示し、又は、当該認証に係る施設において製造された製品等に貼付することができる。

(認証の取消し)

- 第16** 認証機関は、認証した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する施設の認証を取り消すことができる。
- (1) 第6、第8又は第9に規定する申請の内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 認証基準の不履行が判明し、相当期間を定めて改善を求めても、なお改善されないとき。
- (3) 法第6条の規定に違反し、法第60条第1項の処分を受けたとき。
- (4) 悪質な法違反を犯したと認められるとき。
- (5) 認証マークを不正使用したとき。
- 2 認証機関が、前項の規定により、認証を取り消すときは、当該事業者に別記様式第8号による認証取消書を交付するものとする。
- 3 認証を受けた事業者が第1項第3号に該当したときは、その旨を申請認証機関に届け出なければならない。
- 4 認証を受けた事業者が、第2項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を申請認証機関に返納しなければならない。

(認証の辞退等)

- 第17** 認証を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第9号により、認証書を添えて速やかに申請認証機関に届け出なければならない。
- (1) 認証を受けた施設について廃業又は廃止したとき。
- (2) 自ら認証を辞退しようとするとき。

第3章 認証機関

(認証機関の指定)

- 第18** 認証機関の指定は、認証業務を行おうとする公益社団法人、公益財団法人、一般社

- 団法人及び一般財団法人の申請により行う。
- 2 認証機関の指定を受けようとする者は、別記様式10号による申請書に、別表5に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による申請に基づき審査を行い、その結果、申請者が食品衛生に関する指導、助言等の実績を有し、かつ、当該認証業務を行うのに十分な能力があり適正な運営ができると認めるときは、認証機関として指定するものとする。
 - 4 前項の指定を行ったときは、当該法人に別記様式11号による指定書を交付するものとする。

(認証の制限規定)

第19 認証機関は、当該法人の役員が関与する施設の認証を行うときは、外部の審査員を含む審査会において、第10第2項に定める認証の可否の決定を行わなければならない。

(認証機関の変更の届出)

第20 認証機関は、第18第2項で規定された申請書の記載事項及び添付書類の事項に変更があったときは、別記様式第12号による届書に、変更事項を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(手数料)

第21 認証機関は、認証業務に係る必要な手数料を徴収することができる。なお、手数料額は、自ら定めるものとする。

(審査員)

第22 審査員は、次の各号のいずれかに掲げる資格を有する者であって、県が実施する認証業務に関する講習会を修了した者のうちから、認証機関が選任する。

- (1) 法第30条に規定する食品衛生監視員の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
 - (2) 法第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- 2 審査員は、現にコンサルタントサービス(事業者に対し、衛生管理に関する指導、助言等を業として行うこと。)の実施等特別な関係がある施設からの申請に対する審査業務を行ってはならない。

(認証基準の履行状況の確認)

第23 認証機関は、認証を行った施設について、認証基準の履行状況の確認に努めなければならない。

(報告の要求、立入り等)

第24 認証機関は、認証に係る業務を行うため、認証の申請のあった事業者及び認証した事業者から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証の業務に必要な限度において、当該審査員に認証の施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定において、当該審査員が立入りを行うときは、事業者に対し、認証機関が発行する身分証明書を提示しなければならない。
- 3 認証機関は、事業者に対し、認証の基準に係るマニュアルの内容及び施設の衛生管理の方法について技術上の指導を行うことができる。

(秘密保持)

第25 認証機関及びその職員等(審査員を含む。)は、認証に係る業務に際して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(書類の備付け及び保存)

第26 認証機関は、認証に関する事項で、別表6に定める書類を備え付けなければならない。

2 認証機関は、前項に定めるもののほか、認証に係る申請、審査及び決定に関する書類を、認証を否とする決定を行った日又は認証の有効期間が満了した日から3年間保存しなければならない。

(指定の取消し)

第27 知事は、認証機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定の取消しを行うことができる。

- (1) 認証業務の公正が著しく損なわれたとき。
- (2) 第31第1項に規定する報告、立入、検査、質問若しくは同第2項に規定する指示を理由なく拒んだとき、又は虚偽の報告を行ったとき。

(指定の取消しにかかる業務の引継ぎ)

第28 認証機関は、第27の規定に基づき指定を取り消されたときは、県と引継ぎ先等について協議し、他の認証機関に速やかに引き継がなければならない。

(報告)

第29 認証機関は、第10の規定による認証を行ったときは、別表7に定める事項を遅滞なく知事に報告しなければならない。

- 2 認証機関は、第13の規定による変更の届出を受理したときは、変更事項を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 3 認証機関は、第16の規定による認証の取消しを行ったとき又は第17の規定による認証の辞退届を受理したときは、その旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 4 認証機関は、認証マークの不正使用を発見したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(業務運営に関する措置)

第30 認証機関は、事業者からの申請に基づき認証に係る業務を行うときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、説明を行わなければならない。

- (1) 認証は、認証を受けようとする事業者からの申請に基づき、審査の上決定すること。
- (2) 認証を受けた事業者から更新又は変更の申請並びに再審査の申請があったときは、審査の上、認証を決定すること。
- (3) 認証を受けた事業者から認証書の再交付の申請があったときは、認証書を再交付すること。
- (4) 認証を受けた事業者から認証申請書の記載事項の変更又は認証の辞退等の届出があったときは、これを受理すること。
- (5) 審査に関して、事業者に、マニュアルの内容及び施設の衛生管理に関し技術上の指導を行うことができること。
- (6) 認証の決定の結果、否の決定がされた施設であって、相当の期間内に否の理由の改善が完了したときは、再審査を行うことができること。
- (7) 認証を受けようとする事業者からの認証の申請を受理したとき、認証を受けた事業者からの認証の更新若しくは変更又は認証書の再交付の申請を受理したとき、及び再審査を行うときは、所定の手数料を徴収できること。
- (8) 認証を受けた事業者が、第16第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、認証を取り消すことができること。
- (9) 認証に係る業務を行うため、事業者から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、審査員に認証の施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入らせることができること。
- (10) 認証の有効期間中に、認証基準が履行されているかどうかの確認を認証機関が行うこと。

- (11) 認証に対する異議の申し立てに関すること。
- (12) 認証機関の秘密保持に関すること。

第4章 雑則

(報告, 検査, 指示等)

- 第31** 県は、認証業務の公正性を保ち、かつ、その適切な運用を図るために必要があると認めるときは、認証機関に対し、必要な報告を求め、又は職員に、その事務所等に立ち入りさせ、認証業務の状況、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは質問させることができる。
- 2 知事は、認証業務の適切な運用を図るために必要があると認めるときは、認証機関に対し、必要な指示を行うことができる。

(認証機関の教育, 育成)

- 第32** 県は、認証業務の適切な運用を図るため、認証機関の審査員その他の職員に対し、必要な教育及び人材の育成を行う。

(認証機関の公表)

- 第33** 県は、認証機関の指定又は取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認証を受けた事業者の公表)

- 第34** 県は、第29に規定する報告の内容について公表するものとする。

(その他)

- 第35** その他認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

別表1 (第4関係)

業 種	定 義
菓子製造業 (パン)	製造の最終工程において加熱工程がある「パン」を製造する施設
菓子製造業 (和生菓子)	「出来上がり直後において水分を 40%以上含む和菓子 (あん, クリーム, ジャム, 寒天, 又はこれに類するものを用いたもの) であっては, 出来上がり直後において水分を 30%以上含むもの)」を製造する施設
菓子製造業 (洋生菓子)	「出来上がり直後において水分を 40%以上含む洋菓子 (あん, クリーム, ジャム, 寒天, 又はこれに類するものを用いたもの) であっては, 出来上がり直後において水分を 30%以上含むもの)」を製造する施設
菓子製造業 (その他の菓子)	「パン, 和生菓子及び洋生菓子に該当しない菓子等」を製造する施設
仲買業者であって「むき身したかき」若しくは「詰合せしたかき」を集荷して詰合せ, 他に出荷する事業	仲買業者であって「むき身したかき」若しくは「詰合せしたかき」を集荷して詰合せ, 他に出荷する施設
弁当・そうざい製造業 (配送, 卸売り)	仕出し, 弁当等を調製し, 配送・卸売りをを行う施設 (煮豆佃煮等を製造する施設を除く)
弁当・そうざい製造業 (店頭売り)	店舗内で弁当及びそうざいを調製し, 店頭で販売する施設 (配送・卸売りをを行う施設を除く)
煮豆・佃煮製造業	調味液で煮こみ, 濃厚な調味により保存性を持たせた煮豆, 佃煮食品を製造する施設
加工のり製造業	「加工のり」を製造する施設
鶏卵選別包装施設 (GPセンター)	鶏の殻付き卵を選別包装し, 出荷する施設
食酢・加工酢製造業	食酢 (醸造酢及び合成酢) 及び加工酢を製造する施設
みそ製造業	「みそ」を製造する施設
ソース類製造業 (ウスターソース類)	「ウスターソース類」を製造する施設
めん類製造業	「生めん類」及び「乾めん」を製造する施設
ソース類製造業 (その他のソース類)	ソース類又は野菜又は果実等を主原料として加熱調製された液状調味料を製造する施設 (ウスターソース類及びマヨネーズを除く)
ふりかけ類製造業	「ふりかけ類」を製造する施設
漬物製造業	農産物漬物を製造する施設
かき加工品 (冷凍) 製造業	「冷凍かき (加熱調理用)」及び「かきを使用した冷凍加工品」を製造する施設
食品販売業	食品を販売する施設
食肉販売業	食肉処理を行う施設及び食肉を販売する施設 (と殺放血場, 生食用食肉加工場, 生食用食肉調理場及び専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ, そのままの状態の販売するものを除く)
魚介類販売業	鮮魚介類を加工・販売する施設 (専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ, そのままの状態の販売するものを除く)

別表 2 (第 5 関係) 別紙

別表 3 (第 6, 第 8, 第 9 関係)

- (1) 製品説明書
- (2) 製造工程表又は加工工程表
- (3) 施設設備の図面
- (4) 認証書 (更新及び変更申請時に限る。)
- (5) 認証を受けようとする業種の営業を行うことのできる法営業許可 (又は届出) があることを確認できる書類

別表 4 (第 11 関係)

- (1) 製品説明書
- (2) 製造工程表又は加工工程表
- (3) 施設設備の図面
- (4) 認証結果通知書

別表 5 (第 18 第 2 項関係)

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿謄本
- (2) 次に掲げる事項を定めた認証に関する規程
 - ア 認証業務 (認証後の業務を含む。以下同じ。) を行う時間及び休日に関する事項
 - イ 認証業務に要する費用 (手数料) に関する事項
 - ウ 認証業務を行う組織に関する事項
 - エ 認証業務に従事する者の職務及び倫理に関する事項
 - オ 認証業務の実施方法に関する事項
 - カ 認証業務を公正に実施するために必要な事項
 - キ 認証書の交付に関する事項
 - ク 認証業務の公表に関する事項
 - ケ 指定の取消しを受けたときの認証業務の引継ぎに関する事項
 - コ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 第 10 に規定する認証に係る審査を行う者の氏名及び略歴
- (4) 現に行っている食品衛生に関する指導、助言等の実績

別表 6 (第 26 第 1 項関係)

- (1) 認証を申請した事業者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職・氏名)
- (2) 認証を申請した施設の所在地及び名称並びに屋号又は商号
- (3) 認証を申請した事業者の業種
- (4) 認証の申請を受理した年月日
- (5) 審査 (再審査を含む) を行った年月日
- (6) 認証の可否を決定した年月日
- (7) 前号の決定の結果
- (8) 認証に従事した者の氏名及び従事した認証業務の種類

別表 7 (第 29 関係)

- (1) 認証した事業者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職・氏名)
- (2) 認証した施設の所在地
- (3) 認証した施設の名称, 屋号又は商号
- (4) 認証した業種
- (5) 認証の年月日及び期限
- (6) 更新又は変更の認証をしたときはその旨